

平成19年度内閣府所管公益法人に対する立入検査の実施状況について

平成20年6月
内閣府

「公益法人の指導監督体制の充実等について」（平成13年2月9日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ）において、各府省は、所管公益法人に対する立入検査を少なくとも3年に1回実施し、毎年度の立入検査の実施状況を取りまとめ、その結果を公表することとされている。

今般、本申合せに基づき、平成19年度における内閣府所管公益法人に対する立入検査の実施状況を取りまとめたので、公表する。

(1) 総括表

所管法人数	立入検査実施法人数	改善すべき点のあった法人
88 法人	38 法人	18 法人

(2) 改善すべき点のあった法人の内訳

改善すべき点のあった法人	改善すべき点のあった法人の内訳			
	法人運営面で問題のあった法人	事業の内容・実施等の面で問題のあった法人	財務・会計面で問題のあった法人	その他
18 法人	11 法人	7 法人	13 法人	該当なし

[主な指摘事項と改善措置（予定を含む）]

(法人運営面)

法人の運営に関する諸規程について十分に整備されていない。

(⇒ 整備が不十分な規程について策定作業を進めるよう指導。)

(事業実施面)

公益事業の事業規模が、「公益法人の設立及び指導監督基準」（平成8年9月20日閣議決定）に定めるとおり、総支出額の2分の1以上になっていない。

(⇒ 公益事業の規模を拡大するよう指導。)

(財務・会計面)

内部留保の水準が、「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針」(平成8年12月19日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合わせ)で望ましいとされているとおり、30%程度以下になっていない。

(⇒ 内部留保の水準を下げるための具体的な方策を示すよう指導。)

(3) 立入検査の実施状況 (平成17年度～平成19年度)

所管法人数	立入検査実施法人数	立入検査実施率 (%) (実施法人数/所管法人数×100)
88 法人	88 法人	100%

(注) 立入検査実施法人数は、平成17年度～平成19年度の3年間に立入検査を実施した法人の実数である。

<連絡先>

内閣府 大臣官房政策評価広報課 電話 03-5253-2111 (内線 82173) 03-3581-3921 (直通)
--